

申請手数料
岐阜県収入証紙納付書は別途保管

<p style="font-size: 1.2em;">建築物等の 〔 新築・新設・改築 〕 用途の変更 許可申請書</p> <p>都市計画法第 43 条第 1 項の規定により、〔 建築物 〕 の 〔 新築 改築 用途の変更 新設 〕 の許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">建築事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者住所氏名 (名称及び代表者名)</p> <p style="text-align: right;">(電話)</p>					
<p>1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p style="text-align: center;">(仮換地)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px solid black;">地目</td> <td style="width: 40%; border-bottom: 1px solid black;">地積</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">m²</td> </tr> </table>	地目	地積		m ²
地目	地積				
	m ²				
<p>2 建築しようとする建築物、用途変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途</p>					
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途</p>					
<p>4 建築しようとする建築物、用途変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記事及びその理由</p>					
<p>5 その他必要な事項</p>					
<p>※市町村受付</p>	<p>※建築事務所受付</p>				

(注) 裏面の記入方法を参照してください。

連絡先

電話 ()